

埼玉県営公園指定管理者募集要項に関する質問に対する回答

項番	対象公園	質問項目	質問内容	回答
1	全般	一次審査の評価項目について	指定管理料の見積りりの基準となる「直近年度」とは、現況調書にある管理費内訳及び収入実績内の表に記載された令和5年度(予算)の管理経費・収入が対象となるという認識でよろしいでしょうか？	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>また、この現況調書「別紙4 管理内訳及び収入実績」の収支表の内訳である「人件費」及び「委託料収入」には、現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費相当分は含まれていません。</p> <p>8月24日付で現況調書の一部修正を行い、現況調書「別紙4 管理内訳及び収入実績」の下部に令和5年度(見込み)の人件費相当分を追記しましたので、収支計画を作成する際の参考としてください。</p> <p>なお、同日付で「別表(1)一次審査の評価項目と評点」に一部修正を行ったとおり、一次審査における「指定管理料の見積り(5年間の平均額)」は「人件費」及び「委託料収入」に県派遣職員の人件費相当額を加えたものを基準として審査を行います。</p>